

暴風警報発令・解除時等の対応について

乙訓地方では、京都・亀岡地方に暴風警報が発令された場合についてのみ、下記の措置をとります。ただし、「暴風・・・」がつかない警報につきましては平常授業となります。気象情報にご注意いただき、ご協力よろしくお願いたします

記

1 登校前に「暴風警報」が発令された場合

- (1) 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

警報が解除された時間等	措 置
午前7時までに解除になった場合	平常授業
午前10時までに解除になった場合	午後1時始業 ・各登校班の集合場所に12時30分に集合し、登校班で登校します。 ・給食はありません。 ・全学年、原則、その日の1、2時間目の授業をします。

なお、午前10時現在、暴風警報発令中の場合は臨時休業といたします。

2 登校後に暴風警報が発令された場合

登校後に暴風警報が発令された場合は、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭の状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。児童を帰宅させる場合は、安全カードに基づく措置をします。

3 留意事項

- (1) 台風が近づいている時は、気象情報に十分に注意を払ってください。
- (2) 児童の緊急の下校の際は、安全カード「暴風警報発令等による緊急避難時の対応等」により対応させていただきます。
- (3) ご家庭での過ごし方にご留意いただくとともに、登校に際しては十分安全に注意してください。(※ご家庭で見やすいところに掲示しておいてください。)

4 その他

- (1) 「雷注意報」が発令された場合、又は雷が発生している場合
 - ア 屋外の活動(体育・部活動等)については、中止等になります。
 - イ 下校時に児童生徒の帰宅が困難と判断した場合は、学校に待機させた後、帰宅させる場合があります。
- (2) 光化学スモッグ注意報発令時
 - ア 市役所庁舎屋上から吹鳴によりお知らせがあります。(20秒×2回：[発令]、10秒×2回：[解除])
 - イ 屋外の活動(体育・部活動等)については、中止等になります。
 - ウ 目がチカチカする。喉がいがらっぽい等の症状があれば、目洗い・うがい等をし、回復しないときには受診してください。